

○経済産業省告示第百五号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第二十九号、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第二条第一項第一号、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第一号及び第一百一条第二号並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第一号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月二十三日

経済産業大臣 梶山 弘志

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重線を付した規定で改正前欄にこれに対応するも

のを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p>	<p>(可燃性ガスから除外されるガス又は難燃性を有するガス)</p> <p>第一条 容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号) 第二条第二十九号、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号) 第二条第一項第一号、一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号) 第二条第一項第一号及び第一百一条第二号並びにコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号) 第二</p>
<p>改正前</p>	<p>第一条 削除</p>

条第一項第一号の経済産業大臣が定めるものは、次に掲げる基準のいずれにも適合するフルオロカーボンとする。

一 爆発限界の下限が三・五パーセントを超えること

二 燃焼熱が一万九千ジュール毎キログラム未満であること

三 温度二十三度、圧力零パスカルにおける試験時に最大燃焼速度が十センチメートル毎秒以下であること

(可燃性ガスの貯蔵設備等から除外される設備)

第一条の二 コンビナート等保安規則第五条第一

(可燃性ガスの貯蔵設備等から除外される設備)

第一条の二 コンビナート等保安規則(昭和六十

項第二号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、ポンプ、圧縮機、凝縮器及び気化器（処理能力が五万二千五百立方メートル以下のものに限る。）並びに専ら可燃性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備とする。

（隣境界線までの距離規制の適用除外設備）

第一条の十 「略」

一～二 「略」

三 前二号に掲げるもののほか、専ら高压ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事

一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、ポンプ、圧縮機、凝縮器及び気化器（処理能力が五万二千五百立方メートル以下のものに限る。）並びに専ら可燃性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備とする。

（隣境界線までの距離規制の適用除外設備）

第一条の十 「略」

一～二 「略」

三 前二号に掲げるもののほか、専ら高压ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事

業所へ受け入れるために用いられる処理設備（保安物件及び保安のための宿直施設までに液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二号若しくは第三号、第七号若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号又は一般高压ガス保安規則第六条第一項第二号の規定の例による距離を有するものに限る。）

（機器の冷媒設備に係る容器）

第十一条の四 冷凍保安規則第六十四条第一号の経済産業大臣が定める容器は、次に掲げるものと

業所へ受け入れるために用いられる処理設備（保安物件及び保安のための宿直施設までに液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二号若しくは第三号、第七号若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号又は一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第二号の規定の例による距離を有するものに限る。）

（機器の冷媒設備に係る容器）

第十一条の四 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第六十四条第一号の経済産

する。

一〇二 「略」

第十五条 削除

業大臣が定める容器は、次に掲げるものとする。

一〇二 「略」

(可燃性の基準を満たすフルオロカーボン)

第十五条 一般高圧ガス保安規則第百一条第二号

に規定する可燃性の基準を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。

一 フルオロオレフィン千二百三十四 y f

二 フルオロオレフィン千二百三十四 z e

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。